

## 第7回WGで提示された調査における事例の主な内容と課題

第7回WGで提示された調査事例※については、訪問看護事業所へ配置可能な薬剤の対象を拡充することでは解決が難しいと考えられるものが多く含まれており、実態の正確な把握のもと、医療機関、薬局、訪問看護事業所を対象に総合的に対応を検討することが必要と考えられる。

※ 「患者・利用者急変時の薬剤および特定行為に関する緊急調査（中途報告）」  
（山岸暁美氏（（一社）コミュニティヘルス研究機構理事長）

事項※1	主な事例の内容※2	課題等
<b>医師との連絡の確保、医師の処方</b> <b>（19件※1）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解熱剤等が必要になったが、夜間・休日等で医師に連絡が付かず、必要な薬剤が処方されなかった。</li> <li>訪問したところ脱水症状を呈していた。主治医に連絡したが、休診日で翌日まで輸液を確保できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師に緊急時に連絡が取れ、かつ、医師が対応できる体制の確保が必要。</li> <li>なお、あらかじめ、医師が処方し、それに基づき調剤された薬剤を患者宅又は訪問看護事業所に保管しておくことで対応可能な事例もあると考えられる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>週末の発熱。主治医へ報告したが、解熱剤の処方が過去なされたことがなく処方が週明けになると説明があり、市販薬で対応をして良いかと指示を仰ぎ、対応した。</li> <li>脱水があっても、主治医から処方されるまで利用者が何十時間も待たされた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師が対応できる体制の確保が必要。</li> <li>なお、あらかじめ、医師が処方し、それに基づき調剤された薬剤を患者宅又は訪問看護事業所に保管しておくことで対応可能な事例もあると考えられる。</li> </ul>
<b>薬局の在庫</b> <b>（3件）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>末期がんの利用者で医療用麻薬を使用していたが、追加変更した時に在庫がないからと4～5日薬局から待たされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において必要な医薬品の品目情報等の共有や、薬局間で在庫を融通し合う等により対応が可能。</li> </ul>
<b>薬局との連絡の確保、薬剤師の調剤</b> <b>（8件※1）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治医から処方・指示が出たが、夜間・休日等のため、薬局と連絡が取れず、一晩何もできなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーションと、当該地域で夜間・休日に対応可能な薬局（輪番対応の薬局を含む。）との連携体制を整備しておくことが必要。</li> </ul>
<b>その他</b> <b>（11件）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸液を医療機関に取りに行くのに時間や手間がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の処方に基づき薬局が輸液を提供することで時間や手間を縮減可能な事例があると考えられる。</li> </ul>

※1 「連絡の確保」については、医療機関又は薬局のいずれの連絡に係る事案か判別が困難なケースは重複して件数を数えていることに留意。

※2 令和5年3月6日医療・介護・感染症対策WG資料3-3で提示された事例を要約。